

郡山市語学指導外国人の住宅供給に関する事務取扱要綱

平成20年6月4日制定

平成27年4月1日一部改正

[学校教育部学校教育推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が雇用する語学指導外国人に対する住宅の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手配する住宅)

第2条 本市が雇用する語学指導外国人は、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた場合を除き、市で準備した住宅に居住するものとする。

2 手配する住宅は、次に掲げるものとする。

(1) 郡山市が借り上げた民間アパート

(2) 教職員住宅

(住宅に関する負担金)

第3条 前条第2項第1号の民間アパートに居住する語学指導外国人の負担金は月額20,000円とする。

2 前条第2項第2号の教職員住宅に居住する語学指導外国人の負担金は、教育委員会が別に定める額とする。

(住宅に関する装備品)

第4条 教育委員会が住宅に準備する装備品は、次に掲げるものとする。

(1) 冷蔵庫

(2) 洗濯機

(3) エアコン（住宅に備付けの場合を除く。）

(4) 固定電話機

(5) ガステーブル

(6) 食卓用テーブルセット一式

(7) 洋服ダンス

(8) 掃除機

(9) テレビ

(10) 語学指導外国人の寝具類一式

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、前項に規定する装備品のほか必要な装備品を準備することができる。

3 装備品は、入退去時に語学指導外国人、教育委員会が立会いの上確認するものとする。

4 語学指導外国人は、自らの過失により装備品を損傷したときは、これを弁償しなければならない。

(住宅入居の際の準備)

第5条 語学指導外国人は、住宅入居時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 住民調書（第1号様式）

(2) 自動車調書（第2号様式）

(3) その他教育委員会が提出を指示する書類

2 前項の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(住宅入居に際しての遵守事項)

第6条 語学指導外国人は、善良なる管理者の注意義務をもって居住し、次に掲げる事項を行ってはならない。これに反した場合は、損害賠償の義務を負うものとする。

- (1) 室内の改造を行うこと。
- (2) 水道管等について、凍結防止の措置を怠ること。
- (3) 動物を飼育すること。
- (4) 騒音、悪臭の発生等近所迷惑になる行為
- (5) その他教育員会の指示する事項

(入居後の住宅に関する連絡先)

第7条 語学指導外国人は、入居した住宅に関し、設備等に支障があった場合（消耗品の磨耗等による場合は除く。）は、教育委員会学校教育推進課（以下「学校教育推進課」という。）に連絡するものとする。

2 前項の規定により語学指導外国人から連絡があったときは、学校教育推進課は、早急に契約者又は不動産管理事業者等に連絡し、支障を解消しなければならない。

(退去に際しての遵守事項)

第8条 語学指導外国人は、退去に際し、住宅の清掃を行い学校教育推進課の職員の確認を受けるものとする。この場合において、過失による住宅及び装備品の損傷があった場合は、弁償をするものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 4 日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現に雇用されている語学指導外国人の住宅供給については、この要綱の施行の日以後行う最初の雇用契約の日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

住民調書

年 月 日

郡山市教育委員会

居住者について、下記のとおり報告いたします。

住 所
氏 名

印

記

同居者名	続柄	性別	生年月日

第2号様式（第5条関係）

自動車調書

年 月 日

郡山市教育委員会

自家用自動車について、下記のとおり報告いたします。

住 所
氏 名

印

車 種		車 名	
年 式		取得年月日	
ナンバー		排気量	
名義人氏名		名義人住所	

注 車検証の写しを添えて提出してください。